

特別養護老人ホーム 船橋あさひ苑 料金表（令和 8 年 6 月 1 日改定）

<サービス利用料金（月額）>

下記の料金表によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担金）と食費・居住費の合計をお支払い下さい。

・1ヶ月（30日として計算）の施設利用料（料金は入所者の要介護度に応じて異なります。）

※ 上段：1割 中段：2割 下段：3割

1・入所者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 239,226 円	要介護 2 262,250 円	要介護 3 292,401 円	要介護 4 318,424 円	要介護 5 344,089 円
2・うち、介護保険から給付される額	215,303 円 191,381 円 167,458 円	236,025 円 209,800 円 183,575 円	263,161 円 233,921 円 204,681 円	286,582 円 254,739 円 222,897 円	309,680 円 275,271 円 240,862 円
3・サービス利用に係る自己負担額(1・2)	23,923 円 47,845 円 71,768 円	26,225 円 52,450 円 78,675 円	29,240 円 58,480 円 87,720 円	31,842 円 63,685 円 95,527 円	34,409 円 68,818 円 103,227 円
4・居室に係る自己負担額（多床室日額 915 円×30 日）	27,450 円（居住費） ※利用者負担第 4 段階の場合				
5・食事に係る自己負担額（日額 2,200 円×30 日）	66,000 円（食費） ※利用者負担第 4 段階の場合				
6・自己負担合計(3+4+5)	117,373 円 141,295 円 165,218 円	119,675 円 145,900 円 172,125 円	122,690 円 151,930 円 181,170 円	125,292 円 157,135 円 188,977 円	127,859 円 162,268 円 183,522 円

※自己負担合計にはおやつ費は含まれていません 月 5,700 円

特定入所者介護サービス費 負担限度額について（単位： 円／日）

①利用者負担第 1 段階（市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）

	居住費	食費
多床室	0	300

②利用者負担第 2 段階（市民税世帯非課税で合計所得＋課税年金収入 80 万円／年以下の人）

	居住費	食費
多床室	430	390

③利用者負担第 3 段階（市民税世帯非課税で、利用者負担第 2 段階該当者以外の方）

※第 3 段階① [年金収入等 80 万円超 120 万円以下]

	居住費	食費
多床室	430	680

※第 3 段階② [年金収入等 120 万円超]

	居住費	食費
多床室	530	1,420

④利用者負担第 4 段階（上記①～③以外の方）

	居住費	食費
多床室	915	2,200

*居住費・食費以外の実費

	1 日
おやつ費	190

＜上表料金に加算される金額：その他介護サービス加算の内訳＞

※ （1割・2割・3割）

- 初期加算 日額 （32円・63円・95円）

入所後30日間 1ヶ月以上の入院後30日間に適用。

- 生産性向上推進体制加算Ⅰイ（13円・25円・38円）※全ての入所者対象

- 精神科医療指導加算 日額 （6円・13円・19円） ※全ての入所者対象

- 日常生活継続支援加算 日額（44円・89円・133円）※全ての入所者対象

a.算定月の6ヶ月又は12ヶ月前の新規入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること。

b.介護福祉士を16名以上配置していること。

※ a.とb.の条件をそれぞれ満たしていることが必要。

- サービス提供体制強化加算Ⅰ

日額 （27円・55円・82円）

介護職員の配置内容（介護福祉士数・常勤職員数・勤続年数等から勘案）

※日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算は同時に算定致しません。

- 再入所時栄養連携加算 1回につき（248円・495円・743円）※該当者のみ

入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際、当苑の管理栄養士が再入所後の栄養管理につき医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合に、1回に限り算定

- 療養食加算 1食につき（3円・5円・13円）※該当者のみ1日につき3回を限度

医師の指示の下、管理栄養士又は栄養士により管理する糖尿病食・腎臓病食・貧血食等、特別な場合の検査食を提供したときに加算。

- 夜勤職員配置加算Ⅰ2 日額 （16円・32円・47円）※全ての入所者対象

夜勤時間帯に介護・看護職員を基準数以上配置しているときに加算。

- 看護体制加算Ⅰ 日額 （5円・11円・16円）

常勤看護師を1名以上配置。

- 看護体制加算Ⅱ 日額 （6円・13円・19円）

看護職員を常勤4名以上配置しており、当施設の看護職員により、協力病院と24時間の連絡体制を確保していること。

- 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 1月に付き（4円・8円・13円）※3ヶ月に1回を限度に算定

褥瘡発生に係るリスクについて、少なくとも3月に1回評価を行う。評価の結果、褥瘡に係るリスクがある入所者に対する褥瘡ケア計画を作成する。計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施すること。

- 看取り介護加算 ※ 加算該当時にご説明いたします。

医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、入所者または家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合、当施設または居宅で死亡した場合に加算します。なお同様の状況で、入所者が他の介護保険施設または医療機関で死亡した場合も加算します。

- 福祉施設外泊時費用 日額 （305円・609円・914円）※入院や外泊時等、最大12日間算定

※ 介護職員処遇改善加算 17.6% ※その月ごとに算定

介護職員の賃金の改善等を実施していることで算定いたします。

介護報酬算定における要介護別の単位数と諸加算単位数を合計した月の総合単位数に対してそれぞれに乗じた単位数の1割・2割・3割負担を入所者側に求めるものです。